

第 30 期 貸 借 対 照 表（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------|--------|------------|--------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 11,474 | 【流動負債】 | 8,889 |
| 現金及び預金 | 29 | 買掛金 | 4,298 |
| 売掛金 | 8,983 | リース債務 | 86 |
| 商品 | 17 | 未払金 | 3,142 |
| 仕掛品 | 3 | 未払費用 | 1,059 |
| 貯蔵品 | 29 | 未払法人税等 | 24 |
| 前払金 | 269 | 未払消費税等 | 249 |
| 前払費用 | 82 | 預り金 | 10 |
| 繰延税金資産 | 415 | 前受収益 | 0 |
| 未収入金 | 236 | 資産除去債務 | 17 |
| 関係会社預け金 | 1,243 | | |
| 仮払金 | 150 | | |
| その他の流動資産 | 13 | | |
| | | | |
| 【固定資産】 | 2,826 | 【固定負債】 | 2,609 |
| 有形固定資産 | 960 | リース債務 | 17 |
| 建物 | 558 | 退職給付引当金 | 2,093 |
| 工具、器具及び備品 | 309 | 役員退職慰労引当金 | 7 |
| リース資産 | 93 | 資産除去債務 | 485 |
| 無形固定資産 | 108 | その他の固定負債 | 5 |
| ソフトウェア | 101 | 負債の部合計 | 11,499 |
| ソフトウェア仮勘定 | 5 | | |
| 電話加入権 | 1 | | |
| リース資産 | 0 | | |
| 投資その他の資産 | 1,757 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 0 | 【株主資本】 | 2,801 |
| 長期前払費用 | 2 | 資本金 | 100 |
| 保険積立金 | 13 | 資本剰余金 | 300 |
| 保証金 | 916 | その他資本剰余金 | 300 |
| 繰延税金資産 | 824 | 利益剰余金 | 2,401 |
| | | 利益準備金 | 37 |
| | | その他利益剰余金 | 2,363 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,363 |
| | | （うち当期純利益） | (308) |
| | | 純資産の部合計 | 2,801 |
| 資産の部合計 | 14,301 | 負債・純資産の部合計 | 14,301 |

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な有効期間 (3年以内) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法として、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理して
おります。
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理して
おります。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用して
おります。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。